

平成30年度第3回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 平成30年11月19日(月)
午後3時00分から4時50分まで
場所) 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

■出席委員(50音順)

阿部実智代委員, 李仁子委員, 市瀬智紀会長, 小関一絵委員, 末松和子委員, 田中浩一委員,
針生英一委員, 古舘由美委員, 宮澤イザベル委員

■欠席委員

金東暎委員,

■事務局出席者

成田美子経済商工観光部参事兼国際企画課長
佐治章彦経済商工観光部国際企画課長補佐(企画調整班長)

【1 開会】

【2 あいさつ】

【3 議事】

市瀬会長

本日の議事「第3期宮城県多文化共生社会推進計画の中間案について」, 事務局から御説明をお願いいたします。

事務局

資料1から資料6-2までを説明いたします。「資料1 第3期宮城県多文化共生社会推進計画【中間案】」を御覧ください。本日は, こちらの内容について御審議いただきます。その後, 「資料2 第3期宮城県多文化共生社会推進計画 改訂スケジュール(案)」のとおりに, パブリックコメントを経て, 12月下旬に最終案を御審議いただき, 来年1月中旬に答申を実施したいと考えています。

資料3「第3期宮城県多文化共生社会推進計画の中間案の構成」を御覧ください。第2期計画同様, 第3期計画中間案については, 5つの章で構成されています。各章の内容は, 「計画策定の考え方」「基本理念と基本方針」「これまでの取り組み及び現状課題」「施策の方向性と事業の取り組み方針」「計画推進に向けた体制整備」となっています。

資料4「第1 計画策定の考え方・第2 基本理念と基本方針」を御覧ください。中間案の第1章及び第2章の概要を記載してあります。「2 計画策定の視点」について「外国人県民を取り巻く情勢変化への的確な対応」を追加しています。「4 計画の期間」については, 平成31年度から平成35年度までの5年間としています。「5 計画見直しの考え方」については, これまでの事業成果を検証し課題も明確にした上で必要な見直しを行うこととしています。「6 基本理念」と「7 基本方針」については, 第2計画と同様です。

次に, 資料5「第3 これまでの取り組み」を御覧ください。第2期計画で掲げた1から3の3つの壁の解消に向けた取り組みと, 将来の課題への対応に分けて取り組みを整理しています。

次に, 資料6-1「第3 外国人県民を取り巻く現状と課題」を御覧ください。県内の在留外国人の数が過去最高を更新したこと, 平成29年度末で2万405人と過去最高になったこと, 国籍及び在留資格ともに多様化が見られること, 新たな在留資格を新設する法案が閣議決定されたことなどを記載しています。

次に, 資料6-2「第3 外国人外国人県民を取り巻く現状と課題(第二期計画指標に対

する達成状況を踏まえて)」を御覧ください。第2期計画において設定した評価指標及び目標に対する達成状況を指標ごとにまとめています。達成状況等を踏まえ、現状と課題を分析し、その結果を中間案のどのページにどのように反映したかをお示ししたものです。

「評価指標1 多文化共生啓発事業の実施市町村数」については、20%の達成率となっております。第1期計画を策定してから10年目を迎え、多文化共生の理念は一定程度浸透が図られたとは考えていますが、未だ十分とは言えない側面もあることから、今後一層の啓発が必要となっております。20%と非常に低いのですが、各市町村へのヒアリングの中で、啓発事業に対する温度差や啓発事業のとらえ方に差があることを把握しています。

「評価指標2 多文化共生に関する説明会等への参加県民数」については146.6%の達成率となっておりますが、地域コミュニティの希薄化や外国人アンケートの結果等を踏まえ、今後も外国人と地域との交流の機会を創出する必要があるとしています。

「評価指標3 多言語生活情報を提供している市町村数」については118.8%の達成率となっております。災害時や緊急時の情報入手の重要性などを踏まえ、今後も多言語対応について一層の啓発が必要としています。また、ICTの活用についても記載しています。

「評価指標4 評価指標の日本語講座」については、81.3%の達成率となっており、今後も継続して日本語講座を確保するとともに、外国人県民のニーズに応じた支援や、ICTの活用など日本語学習支援のあり方を検討する必要があるとしています。

「評価指標5 外国人相談対応の体制を整備している市町村数」については66.7%、約7割の達成率となっております。外国人相談センターに寄せられる相談の内容が変化していることなどにより、関係機関と連携したきめ細やかな対応が必要としています。

「評価指標6 技能実習生を除く外国人雇用者数」については142.8%の達成率となっております。今後も外国人労働者の増加が見込まれることから、外国人県民への就労支援と併せて受入れる地域の意識醸成等が必要としています。

市瀬会長

資料3から資料6の2まで御説明いただきましたが、資料3には中間案の構成が提示されています。資料4では、計画策定の考え方、基本理念と基本方針について、こちらは、第2期計画とほぼ変わらないと思います。資料5では、これまでの取組について御説明がありましたが、これまでの審議会ですでに御提示いただいております。皆さん御了解のところと思われました。資料6-1については、昨今の県内における外国人の在留の動向や国の制度の変更等について御説明いただきました。資料6-2では、今後の計画を策定していく上で重要になる、指標に基づく達成率が数値で示されています。

市瀬会長

評価指標1についてですが、多文化啓発事業に対する認識が市町村によって異なるということなので、どのようなものが多文化共生事業に相当するのかということ、こちらから提示していく必要があると思います。

御回答いただいている市町村は、新規事業として事業に着手する際に報告するものにとらえているのでしょうか。それとも従前にやっているものの中で、多文化共生に相当するものをあぶり出して認識していただいているのでしょうか。

事務局

多文化共生啓発事業を実施していると回答している石巻市は、母子手帳の多言語化を実施しています。同じく実施していると回答した気仙沼市は、外国人の親を対象とした新生児訪問を必須化しています。一方で、実施していないと回答した市町村の中には、外国人来所者への対応のため通訳経費を予算化している市町村や、企業訪問により外国人労働者の実態把握調査を実施している市町村、CIRが町のSNSによって観光情報発信している市町村などがあります。そういう市町村がざっと見ただけで6市町村ありました。それから、イラストを多用したごみパンフレットを他の自治体と連携して作成した市町村も実施していないと回答しています。

市瀬会長

多文化共生事業については、他の市町村が実施している取組を共有していかなければ、

逆に勿体ないと感じました。

針生委員

インバウンドに関する調査の中で、東北各県のパスポート保有率が新聞に掲載されておりました。東北はパスポート保有率が12.2%と低く、青森・岩手・秋田は全国ワーストで1桁台、実は宮城も低く15.4%ということでした。全国平均が23.5%であり、東北で一番高い宮城でさえ、全国平均に遠く及びません。グローバル人材を考える上で、アウトバウンドも考えていかなければいけないと思います。海外に行って異文化体験をすれば、地元に戻ったときに外国人を受入れられる土壌になると思います。経済的な要因もあると思いますが、全体的に内向きになっています。留学も、率は分かりませんが数が減っているという報道もありました。海外に出る人をもっと増やしていくという前提条件が必要であり、グローバルな考え方を持った人材を地域に増やす必要があると思います。策定の考え方や現状、目標値などに反映させてはどうかと思います。

市瀬会長

パスポートを発行している課としては、地域や東北地方のパスポートの取得率の向上が、この計画でないにしても、どこかに明示されているのかどうかも含めてお話を伺いできればと思います。

事務局

国民性・県民性・民度もあると思いますが、歴史的な問題や農耕を主としている土着性、土から離れないというようなメンタリティもあると思います。また留学生については、全国的に大学生が外に行かなくなったという傾向はあります。

一方で、外を見なければ中のことも、良いか悪いかもわかりませんので、例えば、教育分野における修学旅行などにつなげる取組もしております。第3期計画の中では特に教育旅行は明示しておりませんが、教育庁との連携を掲げておりますので、その中で増やしていければと考えております。

針生委員

ジュネーブに行った際に、御存知の通り国際都市で人口が20万人しかいませんが、その多様性が地域の活力を支えている様子を目の当たりにし、大変刺激を受けて帰ってきました。今後、ILCのような大規模実験装置の誘致が実現すれば、東北人も考え方を変えていかなければいけないと感じました。

事務局

多文化共生という理念において改革していかなければならないところは、第3期計画に書かれております。外資系企業が誘致されると、御家族等もこちらに定着することになりますので、多文化共生という視点は非常に重視されることになります。

外資系企業誘致の関係で、海外にて行ったプレゼンテーションの中で一番注目されたのは、多文化共生についてどう考えているか、どういう整備を県はしているかというところでした。ビジネスや経済交流においても多文化共生の理念（スタンス）が求められると感じました。

市瀬会長

社会的な基盤・ベースとしての多文化共生社会が求められており、そのための多文化共生推進社会計画の審議ということです。ILCについてもこの審議会でも何回か話題には出ていますが、教育分野を含めて大きな影響があると思いますので、そういったものを念頭に置きつつ、計画を作っていかなければいけないと思います。

宮澤委員

意識の壁についてですが、取組状況を可視化させる必要があると思います。ある市町村の取組を他の市町村が知らないという状況が、認識されない多文化共生事業を生み出しているのではないのでしょうか。例えば一つのホームページに各市町村の取組を掲示し、更新していけば、一般住民や行政にも自覚が生まれるのではないのでしょうか。また、他の市町村の取組を別の市町村が新たに取組んだり、新しくアイデアが出てくる可能性もありますので、意識の壁の解消に役に立つのではないのでしょうか。

さらに、評価指標の達成度も掲載し、一般住民や日本語が読める外国人や行政も、その進

歩が自覚できるようになればいいと思いました。

事務局

例えば、35市町村をレーダーチャートで示し、進んでいる部分と進んでいない部分を示す表し方もあると思います。しかし、それをホームページ等で公開すると、日本の社会では、自分の自治体が遅れていると捉えられかねません。遅れてるから頑張ろうというよりは、こんなことを県に公表されたとなってしまう可能性があります。達成度が高い市町村は公表可能とするかもしれませんが、達成度の低い市町村は公表に難色を示すかもしれません。

現在実施している市町村ヒアリングでは、他の自治体の取組についても話をしていますので、そこから、現状や課題を知り、新たな考えの創出や情報共有をしていきたいと思っています。

直接市町村に出向くよりも、もっと効率的な方法もあると思いますが、最初は、一つ一つの市町村を回って、その現状を見ながら、当該市町村の特性を捉えつつ話し合うのは非常に必要なことと考えております。

市瀬会長

多文化共生社会の推進に関わる地域における意識差や温度差は顕在化してきており、第3期計画の中でも書き込んであります。

末松委員

先ほど宮澤委員がおっしゃったのはグッドプラクティスの共有という意味と理解しました。悪いところは見ずに、お互い良い取り組みを情報発信し、そこから学ぶような環境を作るといった趣旨の発言だと思います。非常に賛同します。

評価指標2の達成率が146.6%と、通常であれば非常に大きな成果だと思えますが、これは額面どおりと受け取っていいのでしょうか。評価指標1が、啓発活動を実施しているのに未実施と報告している市町村があるという状況で、達成率が20%となっています。つまりそれほど啓発活動に力を入れていないのに、評価指標2の説明会には参加する人が多いという状況に矛盾を感じます。

また、この参加者数は、新規の参加者が来ているのか、それともリピーターが毎回来ているのでしょうか。

事務局

研修会等への参加者数については、額面どおりとはとらえておりません。研修会へ参加しても実行する人がいるかどうかが一番大事なことと思っています。またリピーターも多いという現状もあるようです。

市町村ヒアリングを通じて、市町村との距離を近くしながら実情を把握し、より実効性のあるアウトカムにつながるような啓発方法や評価指標について検討してまいります。

市瀬会長

参加人数のみならず、参加された時のアンケートやその後の行動の変化などに結びつくような評価指標になるよう、難しいかもしれませんが、第3期計画において改善していただけるとよろしいかと思えます。

小関委員

「評価指標3 多言語情報を提供している市町村数」の達成率が高い状況にありますが、多言語の概念について伺います。行政、教育、医療現場などにおいて、英語だけの資料をもって多言語化しているという状況をしばしば見かけます。今後は、中国、韓国、ベトナム、ネパール等の言語に対するニーズが高くなっていくと思います。

事務局

県では、外国人相談センターの設置事業をM I A（県国際化協会）に委託し、実施しています。そこでは、9言語を使っての相談を受けています。また災害時の通訳ボランティアについては、22言語での対応が可能な体制を整えております。

また、市町村については、多言語情報を提供している19市町村では、概ね少なくとも日中韓の3言語以上は提供しております。多いところは、6～7言語に対応している自治体もあります。

阿部委員

先程説明がありました、石巻市の母子手帳の多言語版作成については、評価指標1と評価指標3の両方に含まれるととらえました。自治体のとらえ方によっては、どちらか一方という判断もあるかもしれませんが、評価指標1と評価指標3の達成率の大きな違いが気になります。

また、石巻市の母子手帳の多言語版のように、共有できるものは共有していく必要があり、効率化を図っていかなければならないと思いました。

例えば、学校でも、外国籍の子供たちが入学してきた時に説明しなければならないことについて、「かすたねっと」という全国的なサイトで情報が共有されています。そこには、宮城県から発信している情報はなく、他の自治体の情報を見せていただく形で活用していますが、もし、宮城県の中で情報共有ができる場がネット上にもあると、仕事も効率的になり、外国の方へのサービス向上にもつながるとと思いました。

市瀬会長

評価指標1と評価指標3の重複部分についてと、市町村で多文化共生に資するような情報ツールの共有の場についての御意見でした。

事務局

評価指標1は非常に広い部分を包含しており、石巻市における母子手帳の多言語化のような言語的な取組も含まれます。一方で、評価指標3は細分化して「言語」に注目しておりますので、重複部分はあると思います。

また、多文化共生に関するイベント開催やサービス開始など共有できる情報があれば、当課のHPで発信することができます。さらに、MIAでも外国人の方々の生活に資するような情報を常に送っております。現状で足りない部分や未整備の部分について、補完して行きたいと思います。

阿部委員

母子手帳のような大切なものを、石巻市ではあえて多言語化していると報告するということは、他の自治体は多言語化していないということかと心配になりました。

事務局

石巻市以外でも母子手帳の多言語化を実施している自治体はあります。しかし、回答する自治体側の主観の問題もあり、同じことを実施している自治体の中においても実績報告の内容がそろわないという状況はあります。

母子手帳の多元語化等の取組は非常に大事ですが、県子育て支援課では市町村における母子手帳の多元語化の状況について把握していないという状況もあり、問題視しています。後ほど説明する平成31年度以降の取組の中に、市町村における母子保健に関する取組状況の調査及び共有という項目を掲げており、その中で、市町村の母子手帳の多元語化も含めた母子保健の対応状況を調査し、それを共有していきたいと考えています。

市町村間で情報共有する場については、当課のホームページには多文化共生に特化したページというのはまだありませんで、今後、多文化共生に特化したページの作成も検討しており、そうしたところで共有できればと思っています。

市瀬会長

市町村に対して情報提供するページと外国人県民に対して情報提供するページを分けて作っていく必要があると思います。母子手帳については進展がありそうで、ぜひ今後の取組をよろしくお願いします。

阿部委員

母子手帳が1例にすぎず、本来は共有できるものがあるのに、自治体ごとにわざわざ作るような手間をかけさせることなく、またこれから作ろうとしているものがあつたときには、最初から共有できるような状況にしておく、非常に利便性があると思います。

事務局

年一回、市町村へ多文化共生事業の実施状況について照会しておりますので、その収集・集約、フィードバックの方法等を検討したいと思います。

市瀬会長

クリックするとすぐ情報がダウンロードできるような、実効性の高いものが現実的に使えるような取組が早くなされるべきという御助言でした。

古館委員

評価指標3の課題に、大規模災害時についての記載があります。外国人県民の安全を確保するために、市町村や県を越えた連携を図ることも重要とありますが、非常時に急に連携を図るというのも難しいと思います。今何かすでに圏域を超えた連携はなされているのでしょうか。

市瀬会長

震災時、災害時の県域を越えた連携ということで、M I Aでは山形県と連携した取組をしていますが、もし情報があれば御提供よろしくお願ひいたします。

事務局

災害時などの対応では、広域連携が必要になってくると思いますので、県危機対策課と連携して、他県との連携の可能性について考えていきます。

市瀬会長

引き続きまして資料7、8について事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

資料の7と8について説明します。資料7「第4 施策の方向性と事業の取り組み方針」を御覧ください。これまでの審議会で頂いた御意見を施策の方向性ごとに区分し、そうした御意見に対する県の考え方をお示しするとともに、中間案のどのページにどのように反映したかを示したものです。下段には第3期計画における主な取り組みを記載しており、強調したい事業につきましては、網掛けをしています。

1 ページ目の意識の壁、「1 地域社会へのさらなる理念啓発と地域」と「2 地域と外国人県民との連携強化」については、市町村の主体的な取り組みに向けたさらなる支援、啓発ツールの効果的な配布・活用方法の検討、これまでの取組に対する効果検証等を踏まえた上で、今後の対応や戦略を検討すべきとの御意見を頂きました。こうした御意見を受け、中間案においては、「最終的に市町村自らが外国人支援に取り組めるよう、県として必要な支援を行う」「実施した取り組みの効果検証を図り、より効果的な取り組みを行う」「関係機関等との連携強化を行う」と反映いたしました。第3期計画における主な取組としては、「D V D等の学校教材の作成活用」「技能実習生等と地域の共生推進などを行う」こととしています。

2 ページ目の言葉の壁、「3 活用を可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供」については、多言語情報の精度の低さ医療通訳制度等に関する御意見を頂きました。こうした御意見を受け、中間においては、「利用者の視点に立った多言語情報の提供や確認に努める」「通訳ボランティアの活用推進や情報提供等を行う」「医療通訳の活用について実態等把握しながら必要な対応を検討する」と反映しました。第3期計画における主な取組としては、「多言語ICTツールの言語別目的別整理及び情報提供などを行う」こととしています。

3 ページ目の言葉の壁、「4 多様な学習支援による地域社会への適用力向上」については、「新たな手法による日本語学習支援」「一部評価指標の達成率の低さ」「上級日本語講座のニーズ」に関する御意見をいただきました。こうした御意見を受け、中間においては、「引き続き日本語講座の充実を図る」「地域の特性やニーズICTの活用を踏まえた日本語学習支援のあり方について検討する」と反映しました。第3期計画における主な取組としては、「地域の特性や学習ニーズを踏まえたICT活用等を含む日本語学習のあり方の検討などを行う」こととしています。

4 ページ目の生活の壁、「5 相談体制・生活支援の体制強化」については、「先輩外国人をロールモデルとした情報提供」「民間ベースの支援の必要性」に関する御意見をいただきました。こうした御意見を受け、中間案においては、「外国人県民と地域住民の両者が触れ合える機会を提供するとともに、より関心が高まる取り組みになるよう努める」「外国人同

士の繋がりを強化する」「事業者は取り組み可能な支援を行う」と反映しました。第3期計画における主な取組としては、「外国人相談センターの設置及び活用促進に向けたさらなる周知」「研修会等の開催及び適切な情報共有などを行う」こととしています。

5 ページ目の生活の壁、「6 就労支援の促進」については、「対象を明確にした支援の実施」「外国人雇用に係る先進事例等の発信」「外国人の質の変化への考慮」「企業や監理団体との信頼構築」に関する御意見を頂きました。こうした御意見を受け、中間案においては、「取組の対象を明確にするとともに、PDCAを徹底する」「外国人材の受入体制のあり方や今後求められる取り組み等について検討を図る」「外国人県民と地域住民が触れ合う機会を提供するとともに、より関心が高まる取り組みなるよう努める」と反映いたしました。第3期計画における主な取組といたしましては、「有識者会議における外国人労働者の受け入れに向けた検討」「外国人留学生を対象としたセミナーなどを行う」こととしています。

6 ページ目の生活の壁、「7 文化習慣等の相互理解の促進」については、「関心の高い切り口を踏まえた取り組み」「日本の学生と留学生の交流」「地域住民と外国人県民の双方にインセンティブを提示した地域交流の活性化」に関する御意見を頂きました。こうした御意見受け中間案においては「両者が触れ合う機会を提供するとともに、関心の高い取り組みになるよう努める」「外国人同士の知識と経験を共有できる場の提供に努める」と反映いたしました。第3期計画における主な取組としては、「技能実習生等と地域の共生推進」「LGBT等への対応など新たな課題に対する意識啓発などを行う」こととしています。

7 ページ目の「その他」につきましては、「インバウンドの受け入れに向けた対応力の向上」「研修会等の情報の共有」「外国人県民の意見の反映手法」に関する御意見をいただきました。こうした御意見を受け、中間案においては、「外国人県民と地域住民との交流の場を提供する」「関係する行政機関と連携を強化し、情報共有を図る」と反映いたしました。

資料8「計画推進のために」を御覧ください。評価指標による評価、県議会への報告、情勢変化への適宜対応を行うとともに、関係機関とも連携のうえ、本審議会でも御意見を賜りながら適切に計画の進行管理を図ることとしています。

ここまでで一旦説明を終えさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

市瀬会長

資料2、7は、これまで審議会でご頂いた意見を忠実に受けとめて、中間案の方へ反映されております。特に、主な取組の新規部分は、網掛けで提示していただいております。資料8においては、計画推進のための今後の体制等について、提示していただいたところです。

5 ページ目のところで、主な取り組みとして、有識者会議等における検討とありますが、現状で国の動きと連動してしなければいけないことが見えているのであれば、情報提供いただきたいと思っております。

事務局

現在のところ、情報提供できるものはありません。新聞等の報道では、留学生が多いようですが、不法労働する方もいるということで、入国管理局で、取締を強化しているという状況です。

一方で、労働者については、受入を拡大していく政策がとられています。県では、関係する課において部局を越えて連絡会議を設けており、逐次、情報共有していくことにしております。例えば、技能実習生の問題は、当課以外にも介護関係では保健福祉部なども関係してきますので、庁内の連絡会議にて情報の共有を行っています。

李委員

6 ページの「文化・慣習などの相互理解の促進」ですが、新しく入ってくる外国人が前提になっているように見受けられます。数十年前に国際結婚した女性達を見ますと、もうすでに子育ては終わっており、むしろ彼女たちは老後、死といった、生だけではなく、自分達の老いていくことなどに不安を感じています。彼女達にとって、現在の文化や生活の壁とは、子育てなどの問題よりも、自分の死や財産分与をどうするかといったものになっていると思いますが、そのような問題はあまり取り上げられていない気がします。子育てへの支援や、子

どもへの母語教育なども確かに大事ですが、数十年前から支援する必要があった国際結婚した女性達についての取組についても議論できればと思いました。

また、6ページの主な取組の中に、LGBTなどへの対応とありますが、これは外国人のことを指しているのでしょうか。あるいはLGBTなども含めて、多文化として取り組んでいくという趣旨なのでしょうか。

事務局

MIAに委託している外国人相談センターでは9言語で相談対応を行っているのですが、年間270件ぐらいの相談件数があります。その中で一番多いのが、保健医療福祉に関する相談であり、その次は、今御指摘のあったような家族の問題に関する相談となっています。必要に応じて弁護士なども活用して相談を受けていますので、解決が探れればと思います。恐らく、30～40年前には、そのような制度は、宮城県にはしっかり整備されていなかったと思います。財産分与や離婚、結婚などの問題についても生活相談の中で解決できればと思います。

LGBTについては、日本でもこのような問題に直面しており、パートナー制度などを取り入れている自治体も多くはなってきましたが、まだ日本には環境も整っていない側面があります。外国人、特にLGBTの方たちに対して、しっかりと環境整備をすることで、日本人に対しても同じような整備ができるということです。まずは観光客の増加が見込まれる2020年に向けて、宗教上の問題やハラル食品、グルテンフリーなどの問題に対してもしっかりと対処できるような整備をしていかなければなりません。そのための啓発が必要と考えているということです。外国人だけでは当然ございませんが、外国人の方が入ってくることによって、逆に意識の啓発ができると考えております。

李委員

付け加えますと、主な取組みにまで、LGBTという細かなレベルを書くのは、むしろ意識の壁にも繋がるのではないかと思います。もし、同じようなことを日本の社会に向けて意識啓発したい場合には、別のやり方になるのではないのでしょうか。外国人への別の意識を持たせるような誤解を生まないようにすることは大事だと思いました。

事務局

誤解を生む可能性もあるということですが、そのような意図は全くなく、例えばトイレなどの問題にしっかりと対応していこうということから、まずは啓発に取り組んでいくという趣旨です。

市瀬会長

前半で問題にされていたのは、早くから県に入られた外国人の方々は今高齢化していて、そういう方が老人福祉施設に入った際、母語での会話の機会が不足する問題や多言語で認知症になってしまった場合の介護対応の問題、外国人配偶者が対面する相続問題などいろいろな問題が出てくる段階になってきているとの御指摘でした。新しく来られる外国人の視点は大事だけれども、県内ですっと過ごされている外国人の方々への介護や福祉への視点を忘れないようにとの御指摘でした。これについては、MIAで介護相続の講座をされているので、そのような動きを、今後も継続あるいは強めていく必要があると思いました。

それから、LGBTについては以前から審議会でも提示されていた概念ですが、国内の多様性といったものを多文化共生社会の動きと結びつけていくということでもとらえていただいていると思います。外国人のみならず、日本社会においてそういった多様性の認識が、この計画と連動しつつ広まっていけばいいと思います。

針生委員

言語の壁の解消に関し、ICTツールについてですが、海外に行った際に、無料でダウンロードできるスマホアプリを使ってみました。現地ではかなり使えました。日本語の文法を正しく入力することによって、ほぼ正しく翻訳してくれます。日本語はしゃべると口語体になってしまうので、そこが使いにくいところではありますが、使い方のコツを体得すると、有益だということがわかりました。

例えば、コミュニケーションツールとしてのICTの使い方を、ワークショップのような

形で住民に教えていくような講座があると、ツールに対するイメージができ、ツールを介していろいろとコミュニケーションをとることが可能になります。そうした取組も具体的に施策の中で考えてはどうでしょうか。逆に、外国人の方にこのようなツールを使っていただき、日本語へ翻訳するということもできます。使い方も含めてツール情報を提供し、各市町村がそれに沿って講座やワークショップを組み立てていければ、さらに効果的なツールになるのではないのでしょうか。

事務局

ICTは使えるようになる、使いこなすということが大切だと思いますので講座やセミナーなどを必要に応じて検討するなど、現状のニーズ等を把握しながら柔軟に取り組んでいきたいと思っています。

宮澤委員

ICTツールによる翻訳についてですが、一般的に精度の低い翻訳がかなりあります。しかし、主語と目的語と述語を簡単に組み立てたやさしい日本語やわかりやすい日本語で話すと、翻訳はずっと正確になります。ICTツールの勉強会があるときは、併せてやさしい日本語等も勉強すれば、ICTツールの活用に関わらず、外国人に伝わりやすくなります。分かりやすい、伝えやすい日本語の話し方も大事だと思います。

末松委員

意識の壁の取組として、技能実習生と地域との共生を取り上げていただくことは、非常に素晴らしいと思います。本学でも被災地に留学生を送るという活動を継続して実施しているのですが、牡鹿半島には漁村が海岸線に沿って点在しており、最近、水産加工業において、技能実習生が見られるようになりました。ところが、その実習生達は数名単位で、点在して居住していることが多く、技能実習生同士のコミュニティ作りやお互いのサポート体制について心配になります。若くして母国を離れてきた心細い技能実習生達がお互いをサポートできるコミュニティ作りを支援するような取組があるといいと思いました。もちろん地域社会や地域住民の繋がりも大事だと思いますが、その人達がお互いを支え合うようなコミュニティづくりも大事だと思います。

市瀬会長

技能実習生同士の、技能実習生間の、例えばベトナム人のコミュニティみたいなものは出現していないと思います。何か情報があればお願いいたします。

事務局

第3期多文化推進計画の中では、技能実習生と地域との共生に向けた取組を行うとしており、その先駆けとしては来年1月に、塩竈市において技能実習生を受け入れている複数の企業の協力を得て、地域住民との交流イベントを開催することとしています。こうした取組を通じて、受入企業の理解も得ながら実施していきたいと思っています。

例えば、気仙沼にある介護業の2法人が、それぞれフィリピンとインドネシアから外国人労働者を迎えているのですが、それぞれの受入法人同士が協力し、外国人労働者が寂しくないようにと、勉強を励ましていただいたりしている事例もあります。そのような取組はどんどん進めていけたらと考えております。

市瀬会長

日本人コミュニティとの交流、またその先には同国、同国を超えた人達間での交流などコミュニティづくりがあると思いますので、そのようなところも視野に置きながら、この計画を考えなければいけないということがわかりました。

もう一つ資料が残っておりますので、資料9の方の御説明いただきます。

事務局

資料9を御覧ください。上段が第2期計画の評価指標、下段が第3期計画の評価指標の案となっています。その評価指標の間には、第2期計画期間中に、国連サミットにて採択されましたSDGs、持続可能な開発目標について記載しています。第3期計画の策定に当たっては、こうした動きも意識しながら評価指標も含めて検討しております。第3期計画の評価指標案は、施策の方向性ごとに1指標となっており、第2期計画から一つ増えまして、

7つの評価指標を設定しました。

「施策の方向性① 地域社会へのさらなる理念啓発」については、第2期計画と同様に「多文化共生啓発事業等を実施している市町村数」とした目標値についても、第2期計画と同様に全35市町村としています。あわせて、県民意識調査等を活用するなどしてアウトカムの把握に努め、より効果的な施策を実施することとしています。

「施策の方向性② 地域と外国人県民との連携強化」については、第2期計画と同様に「多文化共生に関する説明会等に参加した県民の数（延べ人数）」としました。ただし、集計対象に県国際化協会等の関連団体による実績も加わることとし、目標値につきましては現在精査中ですが、3000人程度を見込んでいます。

「施策の方向性③ 利用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供」については、第2期と同様に「多言語による生活情報の提供を実施している市町村数」としました。目標値については、インバウンドのさらなる増加、それから2020年東京オリンピックパラリンピックの開催等を踏まえまして全35市町村としています。

「施策の方向性④ 多様な学習支援による地域社会への適応力向上」については、第2期計画から拡充し、「日本語講座及び関連する日本語学習支援の取り組みを実施している市町村数」としました。学習希望者のニーズの変化やICTの進展等により学習支援のあり方は変化しているため、第2期計画の日本語講座に加え、その他の手法で日本語学習支援をしている市町村も含めるものとなっています。目標値につきましては全35市町村としています。

「施策の方向性⑤ 相談体制・生活支援の体制強化」については、第2期と同様に「外国人相談対応の体制を整備している市町村数（近隣の市町村や他団体等との連携し相談対応を行っている場合も含む）」としています。ただし、各市町村の在住外国人の数等の地域の実情を考慮し、近隣市町村や他団体等と連携し、相談対応を行っている場合も含むとし、実績に含める市町村の定義を広げることとします。目標値は第2期計画の目標値、9市町村の約1.5倍の15市町村としています。

「施策の方向性⑥ 就労支援の促進」については、第2期と同様の「1 技能実習を除く外国人雇用者数」に加え、新規の指標として、「2 外国人の就労支援に関連するセミナー等に参加した事業者数」としています。これは新たに事業所側の指標を追加するものです。目標値については、1については、平成25年度から平成29年度までの増加数から平成35年度の外国人雇用者数を見込み、1.5倍程度を想定しており、現在精査中ですが、1万3000人程度を見込んでいます。2については、平成29年度の実績値から平成31年度から35年度までの5年間の延べ数を試算し、現在精査中ですが、300事業所程度を見込んでいます。

「施策の方向性⑦ 文化・習慣等の相互理解の促進」については、第3期計画において新規の指標として追加するもので、「文化・習慣等の相互理解の促進に係る取り組みの参加者数（延べ人数）」としています。目標値については、県の取り組みに加えMIAや市町村等の取り組みについても含めるものとし、平成30年度の実績値見込みの1.5倍程度を想定しており、現在精査中です。第3期宮城県多文化共生社会推進計画の中間案について、以上で説明は終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

市瀬会長

第3期計画の評価指標については、継続するものもあり、新たに設けていただいたものもあります。5年間、これをもとに達成度を図っていくことになり、重要だと思いますので、ぜひ御意見を頂戴できればと思います。

就労支援の促進のところで、新規に外国人の就労支援に関連するセミナーに参加した事業者数を追加していただきましたが、どのようなものをこの外国人就労支援に関するセミナーに加えるのか御説明ください。

事務局

もともと外国人の就労支援に関するセミナーは、ホワイトカラーの就労支援として、日本人の学生に対するものと同様に、会社説明会を実施しております。今、東北大学や他の大学とも連携しながら、同じような事業を集約して、より効果の高い実施方法を考えていきたいと考えております。

市瀬会長

審議会でも話題に出ている留学生に対する就業支援セミナーのようなものが含まれるとのこと。そうすると、例えば、研修生として外国人を受け入れたい中小企業に対するセミナーは該当しないのでしょうか。

事務局

該当します。日本人の就職に関して、様々な企業に学生がインタビューに行き、一つのパンフレットとして発行している取組があり、それが非常に好評だとのこと。それを外国人を対象として実施することも検討中ですので、そのようなところにも活かせると思います。

李委員

新規の評価指標である「7 文化・習慣等の相互理解の促進に関わる取組への参加人数」ですが、具体的にどのような取組が該当するか教えてください。

事務局

技能実習生や留学生と地域との交流事業などを想定しています。また、年に1回、宗教・文化の違い等について御理解をいただくシンポジウムを開催しております。35市町村の中で希望する自治体を1ヶ所選定し、県と当該自治体と共催で実施しており、去年は名取市で、今年は大崎市で開催しました。地元にも協力いただき、今年の場合は、地元新聞社が全面協力していただき、170名参加いただきました。若い人もお年を召した方も来ていただき、文化の違い等を理解しようとして、外国人の方々も参加いただきました。シンポジウムでは、農業法人を立ち上げて成功したインド人の方を始め、就労されている外国人の方に体験談やサクセスストーリーなどを伺い、その地域に文化を広めています。

後日談としては、他の自治体から、大崎市でのシンポジウムの内容が非常に良かったから同じ講師の方を招きたいといった連携もできているところです。

李委員

そのような取り組みは非常にいいと思います。相互理解、あるいは共同で日本人も外国人も一緒に共生するという事は大事であり、貴重だと思います。

一方で、相互に交流する場に参加する人たちは、もうその時点で成功していると思います。第3期計画には、国ごとの人達のコミュニティを大事にするとは書かれていますが、具体的な取組があれば、シンポジウムなどに参加する手前でこぼれてしまうような外国人たちも一緒に交流・共生できるのではないのでしょうか。これはすごく地味で地道な作業と思いますが、やはり外国人同士が集まるようなものも、むしろ奨励して企画することは非常に大事だと思います。

この多文化共生の事業をこれまでも拝見しますと、ある特定の外国籍の方たちだけが集まることに対して、彼らに不利益を被ったり悪い印象を与える可能性があるとのこと、外国人同士ではなく、日本人も含めてみんなで一緒に集まりなさいというような風潮があったかと思います。それでは、日本人と交流ができるような外国人だけが集まることになり、そこからこぼれ落ちてしまうと、ずっとついていけない感じがします。その国ごと、あるいは外国人だけの交流も、取組の中で年に1回でも実施できたらと思います。

事務局

資料7の中間案への反映箇所のところ、**「外国人コミュニティにおける繋がりを強化する」「外国人同士において知識と経験を共有できる場の提供」と明記しております。**やはりどこの国にいても、リトルイタリアとかリトルコリア、リトル東京などありますので、こちらも大事にしていけないと思います。また先ほど紹介した塩竈市での交流事業では、母国の料理を作るなどして交流できたらと考えてます。併せて、各国ごとのコミュニティ自体も大事にしていきたいと思います。

市瀬会長

外国人コミュニティへの参画と外国人コミュニティへの支援ということで、御意見として頂戴しておりますが、それが日本人との交流のみで焦点当てるのではなく、外国人コミュニティを具体的に明確化できるようにという御提言でした。

阿部委員

「7 文化、習慣等の相互理解の促進に関わる取組」の例として挙げていただいた取組が、これまでだと「評価指標 2」にあった多文化共生に関するシンポジウムと内容的に違いが感じられませんでした。「評価指標 7」の項目を新規に追加した理由は何か、指標 2 と指標 7 の違いはどこにあるのか教えていただければと思います。

事務局

評価指標 2 は、「多文化共生に関する説明会等に参加した県民数」と広い定義になっていますので、評価指標 7 など他の評価指標とも重複はあると思います。あえて「評価指標 7」を新規追加したのは、昨今のイスラム教の方の増加などによる宗教や文化の相互理解というものを大事にしていかなければならないという思いからです。評価指標 2 の中に埋もれてしまわないためにも、あえて新規で追加し「文化・習慣等の相互理解」を打ち出すことによって、伝統などを大切に尊重しようと、そこを明確化しようと思ったものです。厳密に判断すれば、どちらかにのみ分類されるものや、重複するものなども出てくるとは思いますが、それでもあえて「評価指標 7」を明記することの意義があると思っています。

阿部委員

重複自体に問題があるとは思っていません。「評価指標 7」の具体例として出されたものの内容が、今まで「評価指標 2」で実施していたものとほとんど変わらなかったということです。「評価指標 7」のところについて、もっと今事務局が説明した方向でシンポジウムとは違うもので具体的な取組が見えてくると、この「評価指標 7」が生きてくると思います。

事務局

主な取組の中で「技能実習生等と地域との共生推進」は、「評価指標 2」と「評価指標 7」に重複しますが、例えば外国籍の児童の受け入れの時に母国への理解と尊重について啓発する取組などは「評価指標 7」に分類されます。

市瀬会長

従前から実施しているシンポジウムは、日本人に向けた啓発ということで「評価指標 2」に分類されるけれども、技能実習生の交流事業などは「評価指標 7」に分類されるということですね。教育分野での母語の尊重、母語文化の尊重なども、「評価指標 2」や「評価指標 7」にカウントできるように、各指標の対象になる取り組み内容をもう 1 回精査していただくようお願いします。

小関委員

外国人の児童の受入の際、その母国への理解と尊重の啓発について、具体的な取組があれば教えてください。

事務局

現在、シンポジウムやセミナーを開催している実績はありませんが、M I A で、新しく日本に来た外国籍児童が母国の習慣を忘れないように取組を行っています。小さいお子さんは日本人の学校に入学すると、親よりも日本語が上達し、逆に言うと日本の文化に慣れてしまい、自分の母国の文化を忘れてしまうということがあります。これはアンケートなどでも指摘されており、外国人の方から見ると、自分たちの文化を、日本の文化で育てる中で没個性化させたくない、個性をなくしたくないという思いがあるようですので、そこは大事にしたいと考えております。

小関委員

外国籍児童への言葉サポーターは、日本語教育のサポートをメインに行っておりますが、母語については多くの保護者たちが一番悩んでいるところだと思います。

事務局

一つの実例ですが、前の韓国総領事は、韓国の文化をしっかりと学校でも教えていきたいと考えており、学校や韓国人のコミュニティーを回って、子どもたちに本当の韓国の伝統などを教えていらっしやったのですが、そういう取組は非常にいいことだと思います。今の状況では M I A がその役目を担っていますが、それをどのような形で実施するのが一番いいの

かということ、第3期計画の中で具体的に考えていきたいと思っております。

市瀬会長

資料6で学校教材DVDの作成活用が挙げられているので、その中でも母語文化の尊重を項目に盛り込んでいただくと良いと思いました。

針生委員

最近の入管法改正のニュースの中で、大変ひどい労働環境や安い賃金で外国人が使われているという状況がたびたび報道され、経営者の1人として非常に心痛めています。

SDGsの記述についてですが、このSDGsの一番最初の目標の中に、貧困の撲滅があります。日本で技術や技能を覚えて母国に帰って母国の経済を成長させていく人材も育てていかなければなりません、「4 質も高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等なくそう」の3つがこのSDGsの開発目標の中で取り上げられています。この8番に書いてある内容は、貧困の撲滅の内容とも一致しており、日本の労働者や日本の経済界に対して言っている部分もあります。もし、この項目を生かすのであれば、この後に、「技術や技能移転により発展途上国がもっと豊かな国づくりを行っていく手助けを行う」などの項目も書き込みつつ、貧困の撲滅も、これはやはり世界的に重要な項目でありますので、この3つだけではなくて、4つ、さらに環境技術なども項目の中に書き込んで行かれたらどうかと思いました。

市瀬会長

SDGsのどの項目を入れ込むかについては、選択の幅が広いと思いますが、資料に記載されているものはSDGsの記述をそのまま書いており、県独自の解釈を加えてはいないと思います。1番を入れた方がいいのではということと、8番に対する取り扱いについての御意見でした。

事務局

SDGsについては非常に広い範囲になりますが、評価指標の資料の中に敢えて記載した意図は、SDGsをベースにし念頭に置きながら、評価指標を作ったという思いからです。そういう意味では、評価指標に取り込んでいけるものは入れてきたいと思いますが、発展途上国への協力などは当課でも取り組んでいるものの、そのような取組と多文化共生の中で、SDGsをどうリンクするのかは検討が必要と思っております。SDGsの概念全部が、県の多文化共生に取り入れられるわけではない一方で、計画のベースとして考えていかなければ、多文化共生もうまく行かないという考えの中で、敢えてこの部分を記載しました。

針生委員

最終案にはこのSDGsの記載は入ってこないとの理解でよろしいでしょうか。

事務局

SDGsは、多文化共生の中に、生かされるべきベースとなる考え方ということで記載しており、計画に「表現する」と言うよりは「読み取る」ということで、その理念を反映させています。

市瀬委員

多文化共生社会推進計画のみならず、他の県のいろいろな施策にもSDGsを入れ込んでいくという流れの中で、資料に掲げた3つの項目を選択したとのことで、これら以外にもたくさん余地があるということです。

古館委員

意識の壁の解消の「評価指標 2」についてです。今までは外国人の方がパネラーになり、実体験の苦労話や成功談などが多かったと思いますが、現在、地域で非常に御苦労して外国人を受け入れているような地域の方々のグッドプラクティスやその情報共有といった機会もあれば、外国人だけではなく地域の住民の方達にとっても良いと思い提案します。

市瀬会長

外国人の方がひな壇に並ぶことが多いのは、その通りだと思います。

事務局

成功事例の披露は、自分もできるのではないかと勇気を与える上で良いでしょうし、また、

地域の方々の成功事例についても、外国人の方、さらに日本人の方の理解を深めることになると思いますので、非常に良いことだと思います。参考にさせていただきます。

市瀬会長

それでは、もし御意見がないようであれば、本日の議事はこれにて終了とさせていただきます。進行につきまして事務局にお返しさせていただきます。

事務局

その他としまして、事務局から2つ御連絡いたします。

一つ目は、本日、お配りしました資料の一番後ろにクリアファイルを配布させていただきました。こちらは、今年度の多文化共生社会推進に係る啓発グッズとして、作成したものです。10月に開催しましたシンポジウムや民生委員の会議等で配布し、啓発に努めました。委員の皆様にも是非御活用いただきたく、配布しました。

二つ目は、次回の第4回審議会の開催についてです。第4回審議会では最終案を御審議いただく予定となっており、日程につきましては、12月下旬から1月上旬を予定しておりますが、改めて御連絡させていただきます。

以上をもちまして、本日の多文化共生社会推進審議会を終了いたします。本日はお忙しいなか、誠にありがとうございました。

以上